

災害復旧・復興に関する主な支援制度の概要

(県民、事業者支援に関連するもの)

大分県

目次

I	個人向けの支援	3
1	応急対応等	3
	(1) 災害ボランティアによる支援	3
	(2) 障害物の除去	3
	(3) 災害廃棄物仮置場の設置	4
2	災害弔慰金、災害援護資金	4
	(1) 災害弔慰金の支給	4
	(2) 災害援護資金の貸付	4
3	被災住宅の再建に向けての支援	5
	(1) 住宅の応急修理	5
	(2) 大分県災害被災者住宅再建支援金の支給（県制度）	6
4	被災者の受入支援	7
	(1) - 1 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の提供	7
	(1) - 2 大分県災害救助費補助金による賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の提供	8
	(2) 公的賃貸住宅の提供	8
5	暮らしの支援	9
	(1) 被服、寝具等生活必需品の給与	9
	(2) 学用品の供与	10
	(3) 生活福祉資金（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）の貸付	10
	(4) 生活福祉資金（住宅の増改築、補修等）の貸付	11
6	県税、使用料・手数料の減免	11
	(1) 県税の減免等	11
	(2) 使用料・手数料の減免	11
II	企業・事業者向けの支援	12
1	農林水産業者への支援	12
	(1) 金融支援等	12
2	中小企業・小規模事業者への支援	12
	(1) 経営・金融相談窓口の開設	12
	(2) 金融支援等	13

I 個人向けの支援

1 応急対応等

(1) 災害ボランティアによる支援

家屋周辺の泥の除去や家財道具の搬出等の日常生活の回復に向け、災害ボランティアによる復旧を支援

お問い合わせ先：

- ・中津市社会福祉協議会　　くらしの総合相談窓口
TEL：0979-26-1237
- ・日田市社会福祉協議会　　総務地域福祉課
TEL：0973-24-7026

(2) 障害物の除去

住家内又はその周辺に運ばれた土石、竹木など障害物を除去

- ・対象市町村：中津市、日田市
- ・実施条件：半壊又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木などにより一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない場合
- ・対象箇所：
 - ・居室、台所、玄関、便所などの生活上欠くことのできない場所
 - ・住家の入り口が閉ざされている場合の玄関周り※障害物除去後の室内の清掃や消毒等は対象外
- ・対象経費：ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費　など
- ・写真撮影：被災した住宅の被災状況のわかる写真などの添付が必要になります。清掃や修理をしてしまってからでは、正確な被害状況が把握できず、申請ができなくなる場合があります。写真は障害物の除去を実施する箇所がわかるよう撮影してください。
- ・その他：4（1）－①〔2〕の賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）と併用することはできません。

お問い合わせ先：

- ・中津市　各支所総務住民課
三光支所　TEL：0979-43-2050　本耶馬溪支所　TEL：0979-52-2211
耶馬溪支所　TEL：0979-54-3111　山国支所　TEL：0979-62-3111

・日田市

住宅等 総務部防災・危機管理課 TEL：0973-22-8363

浄化槽 市民環境部環境課 TEL：0973-22-8357

(3) 災害廃棄物仮置場の設置

今回の豪雨に伴い発生した災害廃棄物（ごみ）を受入れるため、仮置場を設置

- ・設置市：中津市
- ・持込方法：設置市へ電話で申し込み

お問い合わせ先：

- ・中津市清掃管理課（中津市クリーンプラザ）
TEL：0979-24-8527

2 災害弔慰金、災害援護資金

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡された方の遺族に対して支給

- ・対象市町村：[1]（国制度） 中津市、日田市
[2]（県制度） [1]以外の市町村
- ・支給限度額：[1]生計維持者の死亡 500万円
その他の者の死亡 250万円
[2]生計維持者の死亡 250万円
その他の者の死亡 125万円

お問い合わせ先：

- ・お住まいの市町村のホームページ等でご確認ください。

(2) 災害援護資金の貸付

生活の再建に必要な資金を貸付

- ・対象市町村：全市町村
- ・貸付限度額：以下のとおり（10年以内償還、うち据置3年以内）

世帯主の1か月以上の負傷	150万円	}	250万円	}	270万円 (350万円)	}	350万円
家財の1/3以上の損害	150万円						
住居の半壊	170万円(250万円)						
住居の全壊	250万円(350万円)						
住居全体の滅失又は流出	350万円						

(注) 被災した住居を建て直す際には、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合は()内の額となる。

・利率：年3%以内（据置期間中は無利子）

※保証人の要否や利率については、市町村ごとで取扱いが異なります。

お問い合わせ先：

・中津市健康福祉部福祉政策課

TEL：0979-62-9800 Email：fukushiseisaku@city.nakatsu.lg.jp

または各支所総務住民課

三光支所 TEL：0979-43-2050 本耶馬溪支所 TEL：0979-52-2211

耶馬溪支所 TEL：0979-54-3111 山国支所 TEL：0979-62-3111

・日田市福祉保健部社会福祉課

TEL：0973-22-8203

※その他の市町村につきましてはホームページ等でご確認ください。

3 被災住宅の再建に向けての支援

(1) 住宅の応急修理

日常生活に必要最小限度の部分（居室、炊事場、便所等）を応急的に修理

・対象市町村：中津市、日田市

・実施条件：[1] 大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合

・災害のため住家が半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない場合

・災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した場合

[2] 準半壊

・住家が半壊に準ずる程度（住家の延床面積の10%以上

20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害が10%以上20%未満のもの)の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない場合

- ・費用負担： [1] 1世帯当たり706,000円以内
[2] 1世帯当たり343,000円以内
※上限額を超える部分については被災者が負担
- ・注意事項：
 - ・応急修理制度の利用に当たっては、被害箇所・修理箇所がわかるよう必ず写真を撮影してください。修理前に写真を撮影せず、住宅の清掃や修理を実施すると申請ができなくなる場合があります。
 - ・ご自身で契約した応急修理の事後精算はできません。
- ・その他： [1] で応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる方で、他の住まいの確保が困難な場合は(4) 1-① [2] の賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)を最大6ヶ月間利用可能(応急修理が完了した場合は速やかに退去)

お問い合わせ先：

- ・中津市建設部施設整備課
TEL：0979-62-9028
または各支所総務住民課
三光支所 TEL：0979-43-2050 本耶馬溪支所 TEL：0979-52-2211
耶馬溪支所 TEL：0979-54-3111 山国支所 TEL：0979-62-3111
- ・日田市土木建築部建築住宅課
TEL：0973-22-8312

(2) 大分県災害被災者住宅再建支援金の支給(県制度)

災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給

- ・対象市町村：大雨警報等が発令された市町村
- ・支援対象者：住宅が全壊、半壊、床上浸水した世帯

※発災日において居住していた市町村内に引き続き居住する世帯

- ・ 支 援 内 容 : 住 宅 の 被 害 程 度 、 再 建 方 法 等 に 応 じ て 支 援 金 を 支 給
 ※ 単 身 世 帯 は 下 記 金 額 に 3 / 4 を 乗 じ た 額 を 支 給
 (単 位 : 万 円)

区分 損害割合	基礎支援金	加算支援金		支援合計
		建設・購入		
全壊 50%以上	100	建設・購入	200	300
		補修	100	200
		賃借	50	150
半壊 20~49%	50	建設・購入	100	150
		補修	80	130
		賃借	50	100
床上浸水	5	—	—	5

お問い合わせ先：

- ・ 中津市総務課
 TEL : 0979-62-9871 Email : bosai@city.nakatsu.lg.jp
- ・ 宇佐市危機管理課
 TEL : 0978-27-8111 Email : bousai04@city.usa.lg.jp
- ・ 日田市社会福祉課
 TEL : 0973-22-8203 Email : syakaifukusi@city.hita.lg.jp
- ・ 由布市防災危機管理課
 TEL : 097-582-1140 Email : bosai@city.yufu.lg.jp

4 被災者の受入支援

(1) ①賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の提供

民間住宅を借り上げて提供（国制度）

- ・ 対象市町村：中津市、日田市
- ・ 提供の条件：[1]住家が全壊又は流出し、居住する住家がない方で、自らの資力では住宅を得ることができない方
 [2]災害救助法による住宅の応急修理を実施する方で、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる方
- ・ 提 供 期 間 : [1]最長2年間
 [2]最長6ヶ月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）

お問い合わせ先：

- ・ 中津市健康福祉部福祉政策課
TEL：0979-62-9800 Email：fukushiseisaku@city.nakatsu.lg.jp
または各支所総務住民課
三光支所 TEL：0979-43-2050 本耶馬溪支所 TEL：0979-52-2211
耶馬溪支所 TEL：0979-54-3111 山国支所 TEL：0979-62-3111
- ・ 日田市土木建築部建築住宅課
TEL：0973-22-8218

(1) ②大分県災害救助費補助金による賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の提供
民間住宅を借り上げて提供（県制度）

- ・ 対象市町村：[1]全市町村、[2][3]中津市、日田市に限る
- ・ 提供の条件：[1]住家の全壊により居住する住宅がない方
[2]半壊であっても住み続けることが困難である方、又はその他特別な事情により居住する住宅がない方
[3]住居の半壊又は浸水により一時的に居住する住宅がない方
- ・ 提供期間：[1]最長2年間
[2][3]最長6ヶ月（住居の応急修理により帰宅できるようになった場合は速やかに退去）

お問い合わせ先：

- ・ 中津市建設部建設政策課
TEL：0979-62-9024
- ・ 日田市土木建築部建築住宅課
TEL：0973-22-8218

※その他の市町村につきましてはホームページ等でご確認ください。

(2) 公的賃貸住宅の提供

県又は被災市が管理する公的賃貸住宅を一時的に被災者に無償提供（連帯保証人不要）

- ・ 入居期間 原則6か月（1回更新可、最長1年）
ただし、全壊及び、半壊であっても自らの住居に居住できない者については2回目以降の更新を認め、最長2年間を限度とする。

お問い合わせ先：

- ・大分県土木建築部公営住宅室
TEL：097-506-4684 Email：a18510@pref.oita.lg.jp
- ・日田市土木建築部建築住宅課
TEL：0973-22-8218 Email：jutaku@city.hita.lg.jp
- ・中津市建設部建設政策課
TEL：0979-62-9024 Email：kensetsuseisaku@city.nakatsu.lg.jp

5 暮らしの支援

(1) 被服、寝具等生活必需品の給与

- ・対象市町村：中津市、日田市
- ・提供の条件：住家の全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷などにより使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な方
- ・提供対象：①被服、寝具及び身の回り品
（洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル など）
②日用品（石けん、歯磨き、トイレットペーパー など）
③炊事用具及び食器
（炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿 など）
④光熱材料（マッチ など）
⑤猛暑への対策
（扇風機など（エアコンやクーラーなどの取り付けを要する商品は不可））
- ・提供方法：現物支給（自身で購入した生活必需品の事後精算はできません）
- ・申請方法：各市の担当窓口で支給申請を行ってください。

お問い合わせ先：

- ・中津市健康福祉部福祉政策課
TEL：0979-62-9800 Email：fukushiseisaku@city.nakatsu.lg.jp
または各支所総務住民課
三光支所 TEL：0979-43-2050 本耶馬溪支所 TEL：0979-52-2211
耶馬溪支所 TEL：0979-54-3111 山国支所 TEL：0979-62-3111

・日田市商工観光部商工労政課
TEL : 0973-22-8239

(2) 学用品の供与

- ・対象市町村：中津市、日田市
- ・実施条件：住家が全壊、流失、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷などの被害を受け、学用品を使用することができなくなり、就学上支障がある場合
- ・対象品目：〔1〕教科書及び正規の教材
 - ・学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図書 など〔2〕文房具、通学用品
 - ・ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 など
 - ・傘、靴、長靴 など
 - ・運動靴、体操着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具 など
- ・その他：本制度による学用品の供与は現物支給のみです。（ご自身で購入した学用品の事後精算はできません。）

お問い合わせ先：

- ・中津市教育委員会学校教育課
TEL : 0979-22-4941
- ・日田市
小中学校 教育庁学校教育課 TEL : 0973-22-8221
高等学校 教育庁教育総務課 TEL : 0973-22-8234

(3) 生活福祉資金（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）の貸付

県内に居住地を有する被災世帯（低所得世帯等）に対して、当災害を受けたことによる困窮からの自立更生に必要な経費などを貸付

- ・実施主体：県社会福祉協議会
- ・貸付限度額：150万円（据置6ヶ月以内、据置経過後7年以内償還）
- ・利率：無利子（連帯保証人あり）又は年1.5%（連帯保証人なし）

お問い合わせ先：

- ・お住まいの地域の市町村社会福祉協議会

(4) 生活福祉資金（住宅の増改築、補修等）の貸付

住宅の補修、保全等のために必要な経費などを貸付

- ・実施主体：県社会福祉協議会
- ・貸付限度額：250万円（据置6ヶ月以内、据置経過後7年以内償還）
- ・利率：無利子（連帯保証人あり）又は年1.5%（連帯保証人なし）
- ・その他：総工事費の1/6以上の自己資金の確保が必要

お問い合わせ先：

- ・お住まいの地域の市町村社会福祉協議会

6 県税、使用料・手数料の減免

(1) 県税の減免等

一定の要件を満たす被災者に対し、県税（個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割等）の減免、申告期限の延長や納税の猶予を行うもの

- ・各県税（納税）事務所に相談窓口を設置

お問い合わせ先：

- ・別府県税事務所 TEL：0977-67-8211
- ・大分県税事務所 TEL：097-506-5771
- ・自動車税管理室 TEL：097-552-1121
- ・佐伯納税事務所 TEL：0972-22-3021
- ・豊後大野納税事務所 TEL：0974-22-7501
- ・日田県税事務所 TEL：0973-22-4175
- ・中津県税事務所 TEL：0979-22-2920

(2) 使用料・手数料の減免

災害により、家屋や店舗等が被災し、罹災証明書の交付を受けた者等に対し、当分の間、県営住宅使用料や運転免許証再交付手数料等を減免

- ・免除期間：県営住宅使用料は原則6か月（1回まで延長可）

ただし、全壊及び、半壊であっても自らの住居に居住できない者については2回目以降の更新を認め、最長2年間を限度とする。

お問い合わせ先：

- ・県の使用料・手数料申請窓口（本庁各課、振興局、保健所、警察署など）

II 企業・事業者向けの支援

1 農林水産業者への支援

(1) 金融支援等

○各種相談窓口

各振興局農山漁村振興部、市町村農政主管課

各金融機関（大分県農協融資営業課、日本政策金融公庫他）

○農林漁業セーフティネット資金（国制度）

被害を受けた農林漁業者に対し、経営の再建に必要な資金を融資

・対象者：被害を受けた農林漁業者（市町村長の被災証明書など）

・貸付条件：貸付限度額 600万円

償還期限 15年以内、据置機関 3年以内

・融資窓口：日本政策金融公庫 大分支店 農林水産事業

電話：097-532-8491

お問い合わせ先：

・大分県農林水産部団体指導・金融課

TEL：097-506-3610 Email：a15340@pref.oita.lg.jp

2 中小企業・小規模事業者への支援

(1) 経営・金融相談窓口の開設

・開設期間・時間：令和5年7月11日（火）～令和5年12月28日（木）

9時00分～17時00分（土曜、日曜及び祝日を除く）

・開設場所：大分県商工観光労働部 経営創造・金融課内

・相談内容：中小企業・小規模事業者の経営、金融全般に関すること

・電話番号：（金融に関すること）電話：097-506-3226

（経営に関すること）電話：097-506-3223

お問い合わせ先：

・大分県商工観光労働部経営創造・金融課

TEL：097-506-3226 Email：a14120@pref.oita.lg.jp

(2) 金融支援等

○県制度資金（災害復旧資金（一般融資））

災害によって被害を受けた中小企業者に、セーフティネット資金を融資

- ・貸付限度額：8千万円（10年以内償還、うち措置2年以内）
- ・利率：年1.6%（7年以内）、1.8%（10年以内）
（保証料率0.25%）

※「罹災証明書」などが必要

お問い合わせ先：

・大分県商工観光労働部経営創造・金融課

TEL：097-506-3226 Email：a14120@pref.oita.lg.jp